

小田原市監査委員公表第17号

令和4年5月27日付け小田原市監査委員公表第12号により公表した監査結果に対して市長が講じた措置について通知を受けたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、当該措置の内容を次のとおり公表する。

令和6年7月29日

小田原市監査委員 近藤正道

小田原市監査委員 加藤仁司

番号	指摘等の内容	措置状況
1	<p>普通財産の貸付については、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第4条第1項及び平成16年12月1日総務部長通達「市有財産の無償貸付及び減額貸付に関する取扱いについて」において、無償貸付できる要件が定められている。</p> <p>一般財団法人小田原市事業協会への小田原スポーツ会館敷地の無償貸付は、利用者から使用料を徴収しているにもかかわらず、令和3年3月31日決裁の普通財産の貸付に係る決裁文書において、「貸付に係る財産を無償で公用又は公共の用に供するときは無償貸付できる」という通達の規定を適用していた。また、所管部局によれば、通達発出前から条例に基づき無償貸付しており、用途や会館の運営方法等に変更がないた</p>	<p>無償貸付理由を精査した結果、当該敷地については、市が出資をしている団体である小田原市事業協会が、小田原スポーツ会館の敷地として利用しているものであり、使用料を徴収しているものの、市民等へのスポーツ振興等、公益的な事業を目的として運営がなされていることから、市有財産の無償貸付及び減額貸付に関する取扱いについて（平成16年12月1日総務部長通達）のうち「第3条 前条の基準によることが著しく不適當又は困難と認められる特別な事情があるときは、市長の承認を得て別の取扱いをすることができる。」を適用することとし、令和6年4月1日付けで一般財団法人小田原市事業協会と締結した土地使用貸借契約に係る決裁文書（令和6年</p>

<p>め継続して無償貸付しているとのことであった。</p> <p>用途や運営方法等に変更がなかったとしても、3年ごとに決裁で貸付条件を定めている以上、財産の無償貸付は、要件を精査して行う必要がある。</p>	<p>3月29日決裁)において、上記理由により無償貸付とした。</p>
---	-------------------------------------